

令和5年3月8日

▼タイトル

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針の改訂について

▼概要

新型コロナウイルス感染症の対応について、国は、特段の事情がない限り令和5年5月8日から5類感染症に位置付ける対応方針を示すとともに、感染対策におけるマスクについて、着用は個人の判断に委ねることを基本とするようマスク着用の考え方を見直し、令和5年3月13日から適用するとされました。

また、県内では、新規陽性者数が継続して減少傾向にあり、医療提供体制は落ち着きつつあることから令和5年3月7日に「レベル2」から「レベル1」へ緩和されました。

こうした対応を受け、本市の「新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針」を見直しましたのでお知らせします。

【主な変更点】

○ 前文

- ・ 5月8日から5類感染症に位置づけが変更されることに伴う、マスク着用等の考え方の見直し
- ・ 県内のレベル判断 「レベル2」から「レベル1」への緩和

○ 感染防止対策について

- ・ マスクの着用の考え方の見直し

○ その他

- ・ 市の公共施設における市職員のマスク着用の対応
- ・ 今後の対処方針の取扱い

詳しくは、別添の対処方針にてご確認ください。

▼問い合わせ先

- 所 属：政策部 危機管理局防災課
- 電話番号：0740（25）8133
- ファックス：0740（25）8551

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針

令和2年5月15日（令和5年3月8日変更）

高島市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の対応について、国は、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情がない限り、令和5年5月8日から5類感染症に位置付ける対応方針を示すとともに、感染対策におけるマスクについて、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とするよう「マスクの着用」の考え方を見直し、令和5年3月13日から適用するとされた。

また県内では、新規陽性者数が継続して減少傾向にあり、医療提供体制は落ち着きつつあることから、「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるレベルを令和5年3月7日に「レベル2」から「レベル1」に緩和された。

こうした対応を受け、市としての当面の対処方針を以下のとおり定める。

1. ワクチン接種について

オミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるため、医療機関での個別接種を令和4年9月28日から継続してきたが、令和5年2月以降は、接種希望者の状況に応じ、3月からは市内5か所の医療機関に集約している。（※集団接種は、令和4年12月18日に終了）

また、小児（5歳～11歳）の追加接種（3回目）を令和4年10月1日から、乳幼児（生後6か月～4歳）の初回接種を11月10日から、個別接種により実施している。

1) オミクロン株対応ワクチンの接種

<対象者>

2回目の接種を完了した12歳以上の者

<接種対応>

個別接種のみ

ア. 接種医療機関：市内5の医療機関

イ. ワクチン：オミクロン株対応2価ワクチン

2) 小児（5歳～11歳）の追加接種（3回目）

<対象者>

2回目の接種を完了した小児

<接種対応>

個別接種のみ

ア. 接種医療機関：市内の3の医療機関

イ. ワクチン：小児用ワクチン

3) 乳幼児（生後6か月～4歳）の初回接種（3回）

<対象者>

生後6か月～4歳までの乳幼児

<接種対応>

個別接種のみ

ア. 接種医療機関：市内の2の医療機関

イ. ワクチン：乳幼児用ワクチン

4) 現在までの接種率（12歳以上） ※令和5年3月6日現在

1回目接種率：91.4%

2回目接種率：91.0%

3回目接種率：77.9%

4回目接種率：57.2%

【再掲】オミクロン株接種率：55.1%

2. 発熱などに備える対策

(1) 発熱などに備えて

発熱などの体調不良時に備えて、早めの準備を継続して周知する。

1) 新型コロナ抗原定性検査キット・解熱鎮痛薬を早めに常備

流行時は、発熱外来の予約が取りづらくなり、同時に流行すると、発熱外来がひっ迫する可能性がある。同時流行に備え、新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬の購入を啓発する。

①新型コロナ抗原定性検査キットについて

「体外診断用医薬品」、「第一類医薬品」の表示があるものを購入しましょう。

（「研究用」は不可）

※医療用抗原定性検査キット取り扱い薬局（市内9か所）

②解熱鎮痛薬について

自宅で療養される場合に備え、市販の解熱鎮痛薬を常備しましょう。

(2) 新型コロナウイルス感染症の相談窓口等、連絡先の確認

少しでも症状がある場合は、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話等で相談を行ってください。

【新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口】

- ・受診・相談センター（毎日 24 時間）
0 7 7 - 5 2 8 - 3 6 2 1（滋賀県相談窓口）
0 7 4 0 - 2 2 - 2 5 2 5（高島保健所）
- ・症状がないが、心配な方（毎日 9：30～17：15）
0 7 7 - 5 2 8 - 3 6 3 7（滋賀県相談窓口）
- ・症状はないが感染に不安があり検査を希望する方（平日 9：00～18：00）
滋賀県 PCR 等検査無料化事業事務局
0 8 0（5 7 7 2）3 5 6 1、3 5 6 2、3 5 6 3
- ・その他の健康相談（平日 8：30～17：15）
0 7 4 0 - 2 5 - 8 1 1 0（市役所健康推進課）

（3）医療機関受診後の行動について

医療機関を受診し陽性の診断を受けた方で発生届の対象外となった方は、自己申告により登録が必要です。

【手順】 「滋賀県新型コロナ診断後申告窓口」に登録し、自宅療養を開始し、外出を自粛してください。

詳しくは、医療機関から配布される案内資料「新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方へ」をご参照ください。

【滋賀県ホームページ「滋賀県新型コロナ診断後申告窓口」】

<<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/327309.html>>

- ・問い合わせ先（毎日 9：00～17：00）
0 1 2 0 - 9 3 5 - 8 9 7
- ・自宅療養中に体調が悪化した場合の連絡先
滋賀県自宅療養者等支援センター（24 時間対応）
0 7 7 - 5 7 4 - 8 5 6 0

（4）自己検査等の結果が陽性の方の行動について

医療機関を受診せず、自己検査等の結果で陽性となった方も、自己申告により登録が必要です。

【手順】 「滋賀県検査キット配布・陽性者登録センター」に登録し、自宅療養を開始し、外出を自粛してください。

【滋賀県ホームページ「陽性者登録フォーム」（24 時間受付）】

<<https://cov19-shigamedical.jp/self-request-form/>>

- ・問い合わせ先（毎日 9：00～17：00）
0 1 2 0 - 9 3 5 - 3 9 5

- ・ 自宅療養中に体調が悪化した場合の連絡先
滋賀県自宅療養者等支援センター（24時間対応）
077-574-8560

（5）小学生以下の子どもについて

子どもの場合は、症状は年齢などによって様々です。機嫌がよく、辛そうでなければ、慌てずに様子を見たり、かかりつけ医にご相談ください。

受診を迷った場合や夜間・休日の場合は、電話相談窓口などをご利用ください。

【対象者】 滋賀県内に在住の15歳以下の子ども

【相談日時】 平日・土曜日 午後6時から翌朝午前8時

日曜・祝日 午前9時から翌朝午前8時

（年末年始12/29～1/3を含む）

○救急要請相談 局番なしの #7119

○こどもの救急（こども医療相談） 局番なしの #8000

○その他

ダイヤル回線、光回線、IP電話からの電話相談

077-524-7856

3. 感染防止対策について

（1）感染防止対策

- ・ 感染防止対策として効果的な場面等でのマスクの着用の推奨および密の回避（常時換気、距離の確保）、手指消毒などの基本的な感染対策の徹底
- ・ 会食は認証店舗で感染リスクを下げる工夫をして行う。
- ・ 家庭でも咳エチケット、常時換気、取手、ノブなどの共用部分の消毒等、感染対策を徹底
- ・ 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養

（2）マスクの着用について

感染防止対策における「マスクの着用」の考え方について、令和5年3月13日から行政が一律にルールを求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。（学校におけるマスク着用の考え方の見直しは、4月1日からとする。）

ただし、高齢者等の重症化リスクの高い方などの感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な次の場面等では、マスクの着用を推奨する。

1) マスク着用が効果的な場面等

- ① 医療機関受診時
- ② 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ③ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能なもの（新幹線、高速バス、貸切りバス等）を除く。）に乗車する時
- ④ 新型コロナの流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時
- ⑤ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従業員については勤務中（勤務中であっても、従業員マスクの着用が必要ないと考えられる具体的な場面については、各医療機関や高齢者施設等の管理者が適宜判断する。例えば、周囲に人がいない場面や、患者や入所者に接しない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される。）

2) 症状がある場合の対応

症状がある方や新型コロナウイルス感染症の検査陽性の方および同居家族に陽性者がいる方は、周囲に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出するときは、人混みを避け、マスクを着用する。

3) 事業者における対応

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から利用者や従業員に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。

なお、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

また、上記のほか各事業者は、国等が定める「業種別ガイドライン」に対応した感染対策を行う。

(3) 小中学校における対策

文部科学省・県教育委員会が示すガイドライン等および、高島市版「新しい生活様式」を踏まえた学校の取り組み『～学校における新型コロナウイルス感染症対策～』に基づき、感染予防対策を講じる。

1) 小中学校における感染症対策について

以下のような学習活動については、県教育委員会の「地域感染レベル」に応じて、各校の感染状況を踏まえ、実施について検討し、判断する。また保護者に対しては、引き続き感染防止対策の呼びかけを行う。

- ① 各校において感染状況を踏まえ、可能な限り感染症対策を講じた上で実施を検討

- ア. 保健体育科における密集し、組み合ったり、接触したりする運動
 - イ. 音楽科における合唱やリコーダー等の演奏、家庭科における調理実習
- ② 感染防止対策に対する保護者への協力の呼びかけ

ア. 家族ぐるみの検温などの健康管理、児童生徒本人や同居家族に発熱等の症状がある等、感染が心配される場合の登校自粛を依頼。

2) 学校行事および校外活動について

①全校的な校内行事（運動会、体育祭、文化祭等）は、感染症対策を講じた上で実施する。

②校外活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）は、感染症対策を講じた上で、以下の事項に留意して実施する。

- ・実施時期： 滋賀県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されていない期間に実施する。
- ・訪問地： 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されていない地域を訪問地とする。
- ・その他： 児童生徒または同居家族に発熱等の症状がある場合は、当該児童生徒の参加を見合わせる。

3) 小中学校におけるマスクの着用について

①令和5年3月31日までの対応

マスクが不要な場面は、登下校（徒歩・自転車）や運動時（体育の授業や部活動など）等で、人との距離が十分確保できる場合とする。また、マスク着用が必要な場面でも、熱中症の恐れや身体的理由がある場合については、マスクを外すよう指導する。

なお、マスクが不要な場面や引き続きマスク着用が必要な場面、感染リスクの高い場所での適切なマスク着用については、文部科学省・県教育委員会が示すガイドライン等に基づき、各学校に周知、指導する。

あわせて、感染症やマスク着用等に関する差別や偏見がないよう配慮する。

【卒業式におけるマスクの取扱い】

下記を参考に、各学校の実情に応じて卒業式を実施する。

- ・児童生徒及び教職員については、入退場、式辞、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- ・保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する。
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。
- ・また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう

適切に指導を行う。

- ・国歌・校歌の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施する。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様とする。

②令和5年4月1日からの対応

- ・学校教育活動の実施にあたっては、マスクの着用は求めないことを基本とする。

4) 児童生徒の感染が確認された場合の対応について

- ① 感染者ならびに濃厚接触者は出席停止とする。
- ② 同日に同じ学級で2人以上の感染が確認された場合、もしくは、1人の感染が確認された他に複数の体調不良者がいる場合は、3日間程度の学級閉鎖の措置を講じる。
- ③ 感染拡大、クラスターの可能性がある場合については、状況に応じて休業期間の延長や、全校臨時休業等の措置を講じる。また、クラスターと認定された場合は、保健所の指示、助言により措置を講じる。
- ④ 上記の判断については、園・学校等の関係機関と協議の上、判断する。

(4) 保育園・幼稚園・認定こども園、学童保育等における対策

厚生労働省・文部科学省・県健康医療福祉部が示すガイドラインおよび、市内小中学校における感染症対策に準じ、園児ができうる工夫と行動について十分留意した上で、引続き感染症対策を講じながら保育教育活動を行っていく。

1) 園行事、園外活動について

保育活動や園行事、園外活動については、幼児の特性をふまえた上で、活動時間や人数の制限をする等の工夫をしながら行う。

2) 園等におけるマスクの着用について

園児に対しては屋内外問わず、マスクを着用することは求めない。

マスクを着用させる場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用させるものとする。

3) 園児の感染が確認された場合の対応について

- ① 感染者ならびに濃厚接触者は出席停止とする。
- ② 感染者が出た場合は、園内感染が疑われる場合には3日程度の学級閉鎖を行う。
- ③ 感染者が出た場合でも、家庭内感染でありその後園内感染のおそれがない場合は閉鎖しない。
- ④ 感染拡大、クラスターの可能性がある場合には、状況に応じて学級閉鎖期間の延長や、休園等の措置を講じる。また、クラスターと認定された場合は、保健所の指示、助言により措置を講じる。

なお、私立認定こども園、幼稚園、学童保育所等についても公立認定こども園等に準じた対応とするが、学童保育所のマスク着用に関しては、小学校に準じて判断するものとする。

(5) 施設・事業所における感染防止策の徹底

- ・ 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底
- ・ テレワーク・時差出勤の活用など職場での感染対策の実施

4. 濃厚接触者の特定等について

- ・ 滋賀県では令和4年3月28日より、濃厚接触者の特定・行動制限待機期間および積極的疫学調査の方針が見直され、濃厚接触者の特定は同一世帯・医療機関および福祉施設等に限定されることになった。

なお、こども園や小中学校、事業所等で感染者が発生した場合は、それぞれの責任者により対応することとされた。

詳しくは高島保健所(22-2525)へお問い合わせいただくか、滋賀県コロナウイルス対策ホームページを確認してください。

※滋賀県ホームページアドレス

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/324452.html>

5. 公共施設等について

市が所管する公共施設については、国等が定める業種別ガイドラインに基づき策定した、「感染症対策マニュアル」を遵守し適切な感染症対策を行う。

公共施設の利用者および管理者においては消毒を徹底するとともに、施設利用者に対しても、手洗いや手指消毒などの基本的な感染対策の実施の他、各施設のマニュアルに応じた対策に協力を求める。

【市の公共施設における市職員の対応】

当面の間、市の事務所やその他公共施設においては、以下の感染対策を講じる。

(高島市民病院、陽光の里を除く施設)

- 1) 高齢者等重症化リスクの高い方も来庁されるため、事業者における対応として、窓口で来庁者等に対応する場合は、マスクの着用を推奨
- 2) 会議の開催に当たっては、間隔を空け、余裕を持った会場を設定
- 3) 窓口や使用後の会議室等の消毒、定期的な換気およびアクリル板による感染防止対策の実施

6. 市が主催する会議やイベント等について

会議やイベント等の開催については、3密の回避など基本的な感染症防止対策が確保できるよう次のとおり対応する。

(1) イベントや会議の開催における対策

収容の目安	
(人数の条件)	収容率
①収容定員あり・・・収容定員まで	100%
②収容定員なし・・・人と人が触れ合わない程度の距離を確保	

- ・ こまめな換気を行い会場には消毒液等を設置するなど十分な感染症対策を講じる。

7. 人権への配慮、社会課題への対応

- ・ 医療・福祉関係者、患者関係者などへの言われなき風評被害を防止するとともに、感染症に対する憶測やデマに惑わされない冷静な対処と人権尊重について啓発する。
- ・ 感染症に対して過剰に心配することなく、公的機関等が発信する正確な情報に基づき冷静な行動を要請する。

8. 災害時の避難行動について

災害時の避難所における感染防止を徹底するため、以下の避難行動を推進する。

- ・ 避難所における「三つの密」を回避するため、在宅避難、縁故避難、避難所への避難等、安全な場所への分散避難を啓発する。
- ・ 広域避難所では、避難所指定職員が中心となり、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルに基づき運営を行う。

9. 対処方針の取扱い

本対処方針は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけが変更された以降は、廃止とする。

10. 感染症対策にかかる市の独自支援策（たかしま応援プロジェクト）

（1）これまで実施した支援策

【第1弾】

「地域通貨アイカの支給（1人当たり1万円）」

- ・対象者 47,900人（20,505世帯）・換金額 473,290千円
- ・使用期間 令和2年5月15日～令和2年10月31日

「図書カードの支給（1人当たり3千円）」

- ・対象者 0歳から18歳までの方
- ・対象人数 6,398人（3,626世帯）
- ・決算額 19,194千円

【第2弾】

休業要請に伴う県の感染拡大防止臨時支援金に、市が10万円を上乗せ

- ・支援金 中小企業 30万円（県20万円 市10万円）
個人事業主 20万円（県10万円 市10万円）
- ・決算額 39,900千円（399事業者）
- ・休業要請期間 令和2年4月25日～5月6日

【第3弾】

各家庭や事業者の負担の軽減を図るため、外出自粛を強く要請してきた4月・5月の2か月分の水道料金および下水道使用料の基本料金分を免除する。

- ・減免額 水道料金（6月請求分） 34,039千円
下水道使用料（7月請求分） 51,496千円

【第4弾】

「高島がんばる事業者サポート給付金」

令和2年1月以降の任意の期間（1ヶ月）において、事業収入（売上）が前年同月に比べて30%以上減少している事業者に対して一律10万円を支給する。

- ・給付金 159,500千円（1,595事業者）

「団体客誘致支援助成金」

宿泊事業者が自ら行う宿泊を伴う校外学習や合宿などの団体客へ誘致活動を支援することにより、市内での宿泊業の事業継続を図る。

- ・団体客1人1泊につき500円、バス1台につき5万円を支給 助成金 16,256千円
宿泊延人数 13,112人 バス台数 194台

【第5弾】

「新生児特別定額給付金」

国の特別定額給付金の対象とならなかった、令和2年4月28日以降に出生した方を対象に1人当たり10万円を給付する。

- ・決算額 21,100千円
- ・対象者 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた新生児

「指定管理施設運営支援交付金」

令和2年4月から5月にかけて発令された緊急事態宣言に伴い、指定管理施設での影響を踏まえ、緊急的な支援を行い公共施設および行政サービスの維持を図る。

- ・過去3か年の4月～6月分に係る収支平均額と本年の収支実績の差額を支援。
- ・決算額 54,800千円 農業振興施設 2施設 7,700千円
観光振興施設 9施設 47,100千円

【第6弾】**「インフルエンザ予防接種費用助成」**

新型コロナウイルスの拡大期と季節性インフルエンザの流行期が重なった場合の医療現場での混乱を抑制するため、インフルエンザワクチン予防接種費用の一部を助成。

- ・ 決算額 27,009 千円（内市上乗せ分 8,915 千円）
- ・ 対象者 65 歳以上の方等
1 人あたり 1,300 円の個人負担分を助成し、無料とする。
義務教育以下の子どもおよび妊婦の方
接種ごとに 2,000 円を助成
- ・ 実施期間 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日まで

【第7弾】**「地域通貨アイカの配付による地域経済の再活性化」**

- ・ 地域通貨アイカの支給（1 人当たり 5 千円）
対象者 47,290 人（20,684 世帯） 換金額 232,737 千円
使用期間 令和 3 年 6 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日

「キャッシュレス決済たかしま応援プレミアムポイント還元事業」

非接触型支払いツールである、キャッシュレス決済の普及促進をはかるため、高島市内の加盟店にて、支払いをすると最大 30% のポイントボーナスを付与

ポイント還元額 47,789,423 円

「団体客誘致支援助成金」

宿泊事業者が自ら行う宿泊を伴う校外学習や合宿などの団体客へ誘致活動を支援することにより、市内での宿泊業の事業継続を図る。

- ・ 団体客 1 人 1 泊につき 500 円、バス 1 台につき 5 万円を支給 助成金 25,267 千円
宿泊延人数 19,636 人 バス台数 375 台

「たかしま学生エール便」プロジェクト

コロナ禍の中、市外で一人暮らしをする本市出身の学生を応援するため市内特産品を贈る。
決算額 2,459 千円

【第8弾】**「地域通貨アイカの配付による地域経済の再活性化」**

- 地域通貨アイカの支給（1 人当たり 1 万円）
対象者 46,991 人（20,602 世帯） 換金額 463,135 千円
使用期間 令和 3 年 12 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日

「高島がんばる事業者サポート給付金」

対象期間のいずれかの月で新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で、売上が 30% 以上減少した、市内に事業所等のある事業者を支援。

給付金 9,530 千円（953 事業者）

【第9弾】**「地域通貨アイカの配付による地域経済の再活性化」**

コロナ禍における原油価格・物価価格の高騰等、厳しい経済環境に直面する事業者や市民の生活を支援し地域経済の活性化を図るため、市民 1 人当たり 1 万円の地域通貨「アイカ」を配付する。

- 対象者 46,688 人（20,764 世帯） 換金額 455,504 千円（R5.2.28 現在）
使用期間 令和 4 年 8 月 1 日～令和 5 年 1 月 31 日